

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

保守点検業務は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。また、既設設備と密接不可分の関係から、点検後の性能、作動状態、耐寿命に対する保証など、本業務に対して一貫して責任を持たせることが必要である。

このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した業者以外では、整備技術面の対応が不可能である。

上記理由により、株式会社日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

環境局総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務委託

## 2 契約の相手方

近鉄ビルサービス株式会社

## 3 随意契約理由

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシラスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっているため。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局総務部総務課（電話 6630-3116）

## 随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー（株）のパッケージソフトをベースとしたもので、本市向けのカスタマイズ業務についても、パッケージソフトの開発業者である富士通エフ・アイ・ピー（株）が請け負った。

本業務について、開発業者以外では、システムの適切な状態の維持および安定的な運用を行うことができないことから、パッケージソフトの開発元であり、本市向けカスタマイズを実施した富士通エフ・アイ・ピー（株）と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課（環境規制）

（電話番号 06-6615-7923）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度 UNEP 国際環境技術センター設備保守点検業務委託

## 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

## 3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内のUNEP国際環境技術センター施設における各建築設備等の保守点検監理業務（一部常時監視業務を含む）を委託するものである。設備の点検整備の監督・電気事業法にもとづく電気設備の保安代行業務・設備の保全・補修の計画・事故や非常時における緊急対応など維持管理にかかる業務全般を委託することにより、建物設備等の継続的な使用を担保することを目的としている。

公園内にある各施設の電気供給については、公園全体が一体として供給を受けたうえで個々の施設に分配されるしくみであることから、本施設及び公園内にある他施設の電気設備は不可分一体のものとして保守管理する必要がある。

上記業者は、公園内にある他施設の電気設備の保守管理を一括して行っていることから、公園全体の円滑な電気供給を図るうえで本施設についても上記業者に委託することが不可欠かつ最適である。

よって、上記業者と随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度 UNEP 国際環境技術センター警備業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社コアズ

## 3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内のUNEP国際環境技術センター施設における警備業務を委託するものであり、施設内巡回警備・施設異常発生時の緊急対応・夜間及び施設休業日における機械警備等を実施することにより、施設の損傷行為・管理上支障となる行為・事故等を未然に防止し、施設利用者の安全を確保することを目的とする。

本施設には、開発途上国に対する環境保全技術の普及のために大阪市が誘致した国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）が入居し（2階）、開発途上国の環境問題改善に向けて国連職員が勤務しているため、十分な警備を行う必要がある。

本施設を含め公園全体の警備については、公園内の中央監視室において全体の管理を一元的に行っていることから、本施設及び公園内にある他施設は不可分一体のものとして警備する必要がある。

上記業者は、公園内にある他施設の警備を一括して行っていることから、公園全体の安全確保を図るうえで、本施設についても上記業者に委託することが不可欠かつ最適である。

よって、上記業者と随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和2年度 環境活動推進施設 設備保守点検業務委託

## 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、鶴見緑地公園内環境活動推進施設における各設備の保守点検等を委託するものであり、施設を健全な状態で運用できるよう各設備を維持することを目的としている。

本業務対象施設の環境活動推進施設は建設局所有の国際陳列館と建築物、設備とも一体化しており、密接不可分の関係であることから、国際陳列館の保守点検業務と重複、関連する業務であり、本業務を国際陳列館の保守点検を行う業者以外に実施させた場合、責任の所在が不明確となり、業務の円滑な実施を確保することができない。

国際陳列館をはじめ、鶴見緑地公園全体の設備保守点検業務については、平成27年度から指定管理により上記業者が実施しているため、上記業者と随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3217）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和2年度 環境活動推進施設 エレベーター保守点検業務委託
- 2 契約の相手方  
日本オーチス・エレベータ株式会社
- 3 随意契約理由  
環境活動推進施設に設置されているエレベーター設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が製造、設置した。  
エレベーターは各製造業者によって異なる構造・材料及び部品の結合体であるため、製造、設置から保守に至るまで一貫して責任を持たせることができる事業者は日本オーチス・エレベータ株式会社のみであり、同社と随意契約を行う。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3217）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

瓜破斎場炉前表示システム保守点検業務委託

## 2 契約の相手方

都築電気株式会社

## 3 随意契約理由

瓜破斎場炉前表示システムは、故人名を火葬炉の前に表示し、利用者に音声や画像により収骨の案内をするシステムであり、斎場運営には欠かせないものである。

当該システムが故障した場合、斎場運営に多大な影響を及ぼすことから、未然に故障を防止し、システム機器に不具合が発生した場合においても、直ちに機能を復旧できる状況とする必要がある。

また、導入から一定期間が経過しており稼働速度の低下が見られ、利用者への案内が遅れるなどの影響が生じているため、メンテナンスを行うものである。

当該システムは、都築電気株式会社が独自の仕様により設計開発したものであり、他社においては、保守対応が不可能である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園）

電話番号 06-6630-3137

1 案件名称

令和2年度

此花会館空調方式運用保守業務委託

2 契約の相手方

アズビル株式会社

3 随意契約理由

此花会館の空気調和システムは、「熱源機器（冷凍機、ボイラ等）」、「機器類（冷温水循環ポンプ等）」、「空気調和機（エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット等）」を組み合わせ、一元管理する中央熱源方式（セントラル空調方式）を採用している。

各階への空気調和システムの運転、停止操作及びシステム全体の監視は「中央監視盤」により行われており、アズビル株式会社が有する独自の技術により設計・施工されたものである。

このため空気調和システムに故障が発生した場合、システムの接続や運転制御関係については、中央監視盤を製造した会社のみが熟知しており他社では修理や整備技術面での対応が不可能である。また、空気調和システムの取替えや修繕後の性能保証に対しても、一貫して責任を持たせることができる会社は、中央監視盤を製造したアズビル株式会社のみである。

上記の理由により、アズビル株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3375）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

中部環境事業センター出張所エレベーター設備保守点検整備業務委託

## 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

## 3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されているエレベーター設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社製である。

本エレベーターは、運転状況を常に遠隔監視できる機能を備えており、常時の遠隔監視及び定期的を実施する保守点検により、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。

エレベーターは各メーカーにより構造や使用材料が異なっており、構成する部品が各メーカーの指定品である事等を前提として、エレベーター全体が正常に機能するものとされ各メーカーは責任を持って保守点検および遠隔監視を行うことができる。

ゆえに本エレベーターについても、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を今後も維持するため保守点検及び常時の遠隔監視を実施するにあたっては、本エレベーターの設備構造・特性等を熟知したメーカー以外は不可能であることから、上記業者と随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局中部環境事業センター出張所（電話番号 06-6567-0750）